

論説：

## 台湾・輸出主導型経済政策の胎動と

### アメリカ援助政策の転換

前田直樹

はじめに

本稿の目的は、アメリカの台湾向け援助政策と経済テクノクラート主導による 1960 年前後の経済改革とに焦点を当てることで、台湾の経済的・政治的発展の条件がいかに作り上げられていったのか、その過程を検討することにある。

台湾では近年、国民党一党支配体制が大きく変容した。いわゆる民主化は、本省人の実質的政治参加の拡大という意味において、同時に「台湾化」でもある。これは、1950 年代に確立した政治体制が、その後の国際環境の変化と台湾経済の発展によって、その存立基盤を失い、台湾を実効統治する政府は、台湾内部にその正統性の根拠を求めざるをえなくなったことを示している。また、台湾の経済発展過程については、市場と政府の役割、あるいは経済制度や産業政策を焦点に、「開発独裁」論をはじめとする、さまざまなアプローチで研究が行われている。アメリカの台湾向け援助政策の先行研究は、その評価において両極化している。台湾の政策担当者らは、その多くが今日の経済発展の鍵をアメリカ援助に求め、政府が 1960 年代初頭にアメリカ援助と輸出政策とを巧みに組み合わせた結果であると肯定している。その一方で、開発依存論に基づいて、アメリカの台湾経済関与がアメリカ自身の利益に奉仕するものだったとする主張もある<sup>(1)</sup>。

しかし、台湾における民主化と経済発展との関連に着目した包括的な議論は未だ少なく、現時点

では、1960 年代以降の高度経済成長期における経済構造と近年の国民党一党支配体制の変容過程との 2 論点に、議論が集約される傾向にある<sup>(2)</sup>。そこで、本稿では、国民党一党支配体制の確立期における国内経済状況と対外政治環境とを、台湾が N I E S として発展していく前段階の条件として、あわせて検討することにする。すなわち、アメリカの台湾向け援助と台湾の経済改革そのものを経済学的視点から扱うのではなく、台湾の経済的発展と政治的民主化の歴史的背景を検討しようとするものである。

以下、アメリカの台湾向け援助政策の変質過程を検討し、台湾の輸出主導型経済政策採用の契機を明らかにした上で、台湾の経済改革に向けた動きを検討する。なお、本稿では、中華人民共和国を中国、中華民国を台湾と略記する。

#### 一 アメリカ援助と台湾の経済開発体制

##### 1 アイゼンハワー政権の台湾政策

アイゼンハワー政権の基本的な冷戦戦略は、政権発足直後から精力的に検討が進められ、1953 年 10 月、国家安全保障会議 (NSC: National Security Council) 162/2「国家安全保障政策の基本」としてまとめられた。この NSC162/2 は、アイゼンハワー政権が、冷戦における主要な敵対国を従来通りソ連と位置づける一方で、米ソ対立が軍事的には手詰まり状態になっていると認識して

いたことと、また「健全な財政」のもとでの冷戦遂行という考え方が大きな特色となっていた。ソ連を中心とする共産圏への対抗に際して、アメリカ自身の経済力を損なうような事態を避けなければならないという思考は、アイゼンハワー政権期全体を通じて顕著に見られた。NSC162/2は、ソ連を中心とする共産主義勢力への対抗手段として、「大量報復能力の確保」を前面に打ち出す一方で、局地的紛争に備えるため、アメリカ自身の即応戦力の整備、同盟国の通常戦力の整備、及び安全保障網の形成を提唱していた。アジア冷戦政策との関連で注目されるのは、アイゼンハワー政権が、自国の「健全な財政」のもとでの冷戦遂行を意図したために、「予備兵力」としての観点から、同盟国に対して通常戦力の整備を求めたことである。この点で、台湾をはじめとするアジアの同盟諸国は、自国の財政状態を無視した規模の通常兵力を維持することが正当化され、またアメリカからの軍事・経済援助を必然化させることとなったのである<sup>③</sup>。

朝鮮戦争での米中交戦により、トルーマン（Harry S. Truman）政権とアイゼンハワー政権は共に、中国がアジアにおける新しい地域的脅威として浮上し、アジア冷戦の焦点が米中対立に移行したとの認識を抱くようになっていた。アイゼンハワー政権の基本戦略であるNSC162/2が成案となったのを受けて、アジア政策も順次策定されていった。アイゼンハワー政権初の中国政策文書であるNSC166/1（1953年11月）は、アジアにおける「共産主義中国の出現は、極東の力の構造を根本的に変更」したとの現状認識を示した上で、アジアにおける主要な脅威は、「強力かつ敵対的な共産主義中国の存在と、共産主義中国とソ連との同盟」とに由来するとの考えを打ち出していた。この当時、アイゼンハワー政権は、長期的な傾向としての中ソ離間の可能性を認め、中ソ離間を助長すべく、政治的・経済的手段によって、中国に

「圧力を加える」政策を決定した<sup>④</sup>。

これにより、台湾の戦略的位置の重要性が一層増すものとなった。NSC166/1と同日付で成案となった台湾政策文書・NSC146/2は、台湾を「アメリカの極東における防衛網において不可欠な要素」と端的に位置づけている。このため、国民党政権を「中国の政府として、また国連における代表として、承認し支援する」こと、そして台湾を「共産主義から遠ざけ、その安全を維持する」ことが、アメリカの利益になると規定された。これにより、台湾に対する軍事的・経済的支援の緊急性と重要性とが増すこととなった。さらに注目されるのは、現時点では不適切と但し書きを入れながらも、台湾の軍事力を、台湾防衛のためだけではなく、地域的安全保障の観点からも位置づける必要性を示唆していたことである。これは、台湾が共産主義中国と直接対峙している「自由主義世界の一員」であったことにとどまらず、何よりもアリューシャン列島からオーストラリアへといたる太平洋沿岸島嶼連鎖帯（Pacific off-shore islands chain）の中央部に位置する台湾の地政学的な戦略的重要性を高く評価したためであった。この時期、アメリカ国内では、親台湾派である共和党右派とチャイナ・ロビーの強い影響力もあり、国民党政権の存続と台湾の保持とは、未だ区別されてはいなかった<sup>⑤</sup>。

## 2 アメリカの台湾向け援助と台湾の戦後復興

国民党政府は、1949年、その支持基盤である外省人官僚・軍人およびその家族と共に、台湾に撤退した。中国による武力解放の脅威のもと、資源の大部分は軍事用にまわされ、激しいインフレを引き起こした。しかも、急激な人口膨張（全人口の約2割）の結果、食糧確保さえも困難となり、国民党政権は、経済的に存続自体が危機に直面していた。この状況を好転させたのは、アメリカであった。一度は台湾海峡の「中立化」を宣言した

アメリカではあったが、朝鮮半島での米中交戦の事態を迎えて、中国と直接対峙している台湾への援助を本格化させたからである。これにより、国民党政権は戦後復興の推進、そして何よりも膨大な兵力の維持が可能となった。アメリカは台湾の経済的自立を求めて援助を開始したものの、その契機から軍事的性格が強く、1965年に終了するまで、年平均1億米ドルもの巨額援助が続くことになった<sup>6)</sup>。

このアメリカ援助の受け入れ機関として設立されたのが美援運用委員会（美援会）である。美援会は、行政院長を主任委員とし、関係部会の部長の他、アメリカ援助現地機関（1954年からは国際協力庁ICA台湾支局）と台湾駐留軍事顧問団の代表も参加しており、文字通りアメリカ援助の受け入れとその配分の決定を下す最高機関であった。美援会の実務部門には、経済テクノクラートが集められた。彼らは、経済部や財政部等の経済官庁、あるいは国民党中央党部との関係が比較的薄く、企業経営や国際貿易に携わった経験をもつ実務家と、若手の経済学者たちである。援助配分計画の立案やICA台湾支局との交渉などの実務は、副主任委員が統括する実務部門が担当していた。美援会は、職員の待遇をはじめ、通常の行政院系統に所属しているとは言い難く、半ば独立した機構として活動していた。また、アメリカは、経済計画にそって援助すべく、台湾に経済的自立を最終目的とした計画の立案を求めた。これに応じて、台湾では、行政院経済安定委員会（経安会）が1953年に改組され、経済計画の策定と計画執行の調整にあたることとなった。経安会は、行政院長が主任委員となり、財政部長や経済部長などの閣僚、そしてアメリカ援助の受入機関である美援会の秘書長ならびに中国農村復興聯合会（農復会）の主任委員が委員に就いた。経安会委員会は最終的な決定を下す場であり、実際に経済計画を策定するのは、経安会内の工業委員会であった。召集人

となった尹仲容と、一般工業担当の李国鼎をはじめとする3人の専門委員は、いずれも経済テクノクラートである。尹仲容は、政府物資の物資調達、保険を一手に取り扱う中央信託局局長であり、工業委員会の前身の1つである台湾区生産事業管理委員会の元副主任委員でもあった<sup>7)</sup>。

さて、アメリカ援助の運用を柱とする経済計画は、1953年に第1期経済建設4カ年計画が、続いて1955年に第2期経済建設4カ年計画がまとめられた。いずれの計画も、個別計画を集成したものであり、部門間の連関を考慮した総体計画ではなかった。また、これらの計画は、基幹産業を中心とする公営企業への投資集中と軽工業の発展を中心に策定されていた<sup>8)</sup>。むろん、これは戦後復興という目的があったためであるが、同時に当時採られていた輸入代替化経済政策と調和させるためであった。第2次世界大戦後、国民党政府は台湾にある日本資産を接收し、国営・台湾省営などの公営企業として再編成した。しかし、国際競争力がないため、高関税や、実勢レートを無視した複式外国為替制度などの措置により、手厚い保護を与えていた。また、公営企業に対しては、紡績産業などの一部民間部門と共に、アメリカ援助の優先的配分という特権をも享受させていた。これにより、公営企業は、戦後復興需要を背景に国内市場で発展することが可能となった。国民党政権が公営企業を保護したのは、自らの支持基盤を維持するためであり、そして中国との軍事的緊張という非常経済体制のもとでは、民間資本に対して厳しい統制を行い、公営企業中心の経済発展を目指すべきであるという、いわゆる節制資本派の考え方が体制内で主流だったためである。このため、経済建設計画の策定も、公営企業を念頭においたものとなっていた<sup>9)</sup>。

同時に、経済建設4カ年計画は、アメリカ援助引き出しの正当化という側面を色濃く持っていた。当時の台湾経済は、国防費が中央政府予算の5割

近くを占め<sup>(10)</sup>、外貨不足と相まって、財政赤字とインフレの圧力とに悩まされていた。したがって、巨額のアメリカ援助は、こうした慢性的な経済危機から脱出するための大きなチャンスであった<sup>(11)</sup>。

### 3 第1次台湾海峡危機とアメリカ対台湾政策の転換

1954年になり、インドシナをはじめとする東南アジア情勢が緊迫を増し始めると、アイゼンハワー政権の中国認識が徐々に変化し始める。54年初頭に作成された東南アジア政策文書 NSC5405 では、アイゼンハワー政権が、東南アジア諸国への共産主義イデオロギーの浸透、特に中国の影響力増大に危機意識を抱き始めたことがうかがえる。東南アジアに対する「公然の軍事攻撃の危険性」が、「敵対的で攻撃的な共産主義中国の存在」に起因するものであると、中国の意図の軍事的側面を重視する傾向が見られた。また、政権内において、総じて対中強硬策を主張していた統合参謀本部（JCS: Joint Chiefs of Staff）が作成した極東政策覚書 NSC5416 では、JCS が「共産主義中国の攻撃的姿勢とますます増強される軍事力」に深く憂慮していたことが示されている。目を引くのは、JCS が、中国を潜在的敵国と位置づける極東地域の安全保障において、台湾を地域的安全保障の「貢献国」と位置づけ、NSC146/2 よりも一歩踏み込んだ表現となっていたことである<sup>(12)</sup>。

このような傾向をさらに強めたのが、包括的な極東政策を検討した NSC5429 シリーズであった。1954年8月に作成された NSC5429/2 は、台湾、日本をも含んだ太平洋沿岸島嶼連鎖帯防衛網、すなわち地域の集団安全保障体制の構築さえも提言していた。なぜならば、「共産主義中国のいかなる敵対的行動に対しても、即時かつ積極的に軍事力で対応」しなければならぬと決意したからである。これは、NSC166/1 からの政策転換を意味し

ていた。この背景には、インドシナ戦争でのフランス軍敗退、そして周恩来・中国首相兼外相とネルー・インド首相による「平和5原則共同声明」の発表を受けて、アジアで中国の軍事的・イデオロギー的影響力が強まりつつあることに対する、アイゼンハワー政権の強い危機感があった。このため、台湾を、台湾防衛のみならず、地域安全保障を構成する要素として位置づけるようになった。つまり、NSC162/2 で規定された、通常戦力の「予備兵力」としての役割が、台湾の軍事力にも求められるにいたり、「台湾の現存軍事力の効率を向上」させることが、緊急の課題となったのである<sup>(13)</sup>。

台湾の軍事力の新たな位置づけを意図した NSC5429 シリーズは、その地域的包括性と中国政策とを含むが故に、引き続き NSC 内で議論されていた。ところが、その最中の 1954年9月、中国人民解放軍は台湾が保有している金門島への砲撃を開始したのである。金門島は廈門沖合の小島二島からなっており、防衛が非常に困難な地理的条件にあった。この当時、アメリカのアジア安全保障条約網の中から台湾は唯一除外されており、アメリカは日本をはじめとする太平洋沿岸島嶼連鎖帯諸国に対して与えていた法的なコミットメントを台湾に与えてはいなかった。こうして始まった第1次台湾海峡危機それ自体は、1954年12月の米台相互防衛条約の締結を経て、1955年4月に周恩来・中国首相が米中交渉に応じる旨の声明を発表したことで幕を閉じた。しかし、この危機は、台湾海峡の枠組みに大きな意味づけをもたらすことになった。

NSC5429 シリーズは、数カ月にわたる議論を経て、第1次台湾海峡危機中の 1954年12月に、NSC5429/5 として成案になった。NSC5429/5 の大きな特色は、NSC5429/2 と比べ、その対中強硬策的な軍事的ニュアンスが大幅に薄められたことである。NSC5429/5 では、引き続き、中国を中心

とする「敵対的な共産主義勢力」が脅威であると位置づけていた。しかし、同時に、「成立 5 年間で、共産主義中国における体制は、大陸全土に対する効果的な支配を確立し強固にした」、中国の共産党政権が「早期に崩壊すると予想されるような要因はない」との判断も示していた。アイゼンハワー政権は、対中全面戦争の可能性の高い台湾海峡危機に直面して、中国共産党政権の安定性を認めるようになったのである<sup>(14)</sup>。

包括的な極東政策である NSC5429/5 の決定に続き、台湾政策も修正が施された。新たに採択された台湾政策文書 NSC5503（1955 年 1 月成案）は、台湾の軍事力の位置づけについて、台湾防衛に必要な程度の軍事力の整備と規定しており、地域安全保障への貢献を求めた NSC5429/2 のような対中強硬策的な表現を放棄した。アメリカの目的として、従前通り、「太平洋沿岸島嶼連鎖帯の構成部分としての台湾（本島—引用者）と澎湖諸島の安全を維持すること」と定義したうえで、「大統領によって承認された状況を除き、台湾の中国大陸への攻撃的行動に同意しない」ことを明瞭に述べていた。これは、台湾との間で締結された相互防衛条約が、アメリカによる台湾本島防衛を規定すると同時に、台湾の大陸反攻をも抑制する内容となっていたことに、まさしく対応するものであった。アイゼンハワー政権が、台湾海峡危機を契機として、台湾海峡の現状枠組みの維持を政策として規定したことに外ならない<sup>(15)</sup>。もちろん、アイゼンハワー政権は、国民党政権と共産党政権の両者を共に国家承認するという意味での「2 つの中国」政策を決定したのではない。しかし、国民党政権と共産党政権とが台湾海峡を挟んで政治的実体として並存しているという現状を認め、その現状維持を意図したという点で、アイゼンハワー政権は事実上の「2 つの中国」政策を選択したといえよう。事実、台湾・中国間の現状は、1958 年の第 2 次台湾海峡危機の発生にもかかわらず、

本格的な「熱戦」に転化することなく、現在に至るまで固定化されている。そして、その後の台湾側の変化によって、現在の「1 中 1 台」という構図が生み出されることとなった。まさに米台相互防衛条約が、今日の台湾・中国関係の起点となっているのである<sup>(16)</sup>。

しかも、台湾にある国民党政権を支援するという目的から、NSC5503 では、「台湾政府の能率を上げること」、そして「より強力な台湾経済の発展」のために、「建設的な社会経済プログラム」を持つ「より執政能力のある」政府が経済の立て直しに取り組むよう、台湾に要求していた。つまり、アイゼンハワー政権は、国民党政権に経済・政治の改革を迫る決定をしたのである。具体的には、国防予算の削減を中心とする中央政府財政の立て直しであり、海外からの「民間資本の投資と、経済発展のための技術（移転—引用者）を奨励する政策の採用」を促していた。これは、アイゼンハワー政権が国民党政権に対して、「台湾に住む人々の支持と忠誠」を確保し、海外華人にとっての「共産主義に対するオルターナティブとしての自由中国」の役割を果たすように期待したためでもあった<sup>(17)</sup>。

こうしてアイゼンハワー政権は、中国の台湾解放を抑止する一方で、台湾に大陸反攻を捨てさせ、台湾海峡での分断状況を固定化させた。この決定の背後には、対応策の選択肢を限定する要因となった台湾に対する、アメリカのいらだちもあった。国民党政権は、機会を捉えては、「法統」（中華民国政府は中国全土を代表する合法的政府）なる正統性レトリックの虚構を盾に、アメリカを「国共内戦」へ引き込もうと試み、その存続のために冷戦を利用してアメリカからより多くの経済的・軍事的支援を引き出そうとした。しかし、第 1 次台湾海峡危機は、冷戦の主敵はソ連であって中国ではないことをアメリカに再認識させた。ここにいたり、アイゼンハワー政権の関心は、台湾内部に

より多く注がれることとなった。軍事力の維持・強化ではなく内政改革が課題となり、必然的に経済改革が要請されるようになっていく。

## 二 輸出主導型経済政策の胎動

### 1 経済計画体制の動揺と再編成

第1次台湾海峡危機以後の1950年代後半、アメリカはNSC5503 (NSC5723) の新方針に基づき、経済発展のための環境づくりを台湾に求めた。この要求は表だったものではなく、また台湾向け援助において何らかの条件付けが行われたわけでもなかったが、アメリカの意図が財政の健全化と国際収支均衡に向けての投資環境の改善とにあることは、台湾側も承知していた<sup>(18)</sup>。しかし、台湾の対応は、非常に遅々としたものであった。それは、経済政策をめぐる路線対立と、これに派生した経済計画体制の揺らぎがあったためである。

1954～55年頃、経済部長兼経安会工業委員会召集人となり、経済基本政策の立案を事実上担っていた尹仲容は、経安会に新たに設けられた外匯貿易審議小組の責任者として、為替レートの改革に取りかかっていた。尹仲容をはじめとする経済テクノクラートたちは、現行の外国為替制度が複雑すぎるため、市場価格を歪め、またこれによって輸出の障害になっていると考えていたからである。しかし、ようやくインフレの克服に成功した財政専門家や国際貿易担当者<sup>(19)</sup>からの強い反対を受けていた。財政専門家らは、単一レートへの是正と新台幣元の切り下げは、為替交換の利益を失うことになり、また国外での政府調達で不利に働くことから、政府支出の増加を招き、財政への大きな圧力となることを恐れていたのである。さらには、原材料輸入において有利なレートの適用を受けていた公営・党営企業の責任者も、利益の減少につながることから異を唱えていた<sup>(20)</sup>。とこ

ろが、このような政策論争のさなか、尹仲容は突如55年12月、すべての公職から退くこととなった。いわゆる揚子木材公司事件(疑獄)のためであった。経済部長の後任には公営企業に近い江杓が、外匯貿易審議小組の責任者には財政部長の徐柏園が就いた。結果として、尹仲容が推進していた外国為替制度の改革路線は、一時的に後退を余儀なくされたのである<sup>(21)</sup>。

蔣介石は、総統に復帰後、一連の国民党改造を進め、1950年代後半には国民党による一党支配体制の確立に成功していた。1958年3月には、アメリカの要求もあり、総統府内に王雲五・行政院副院長を主任委員とする臨時行政改革委員会を設置して、行政改革に着手した。王雲五は、経安会の職掌が他の行政機関と重複しているとの理由で経安会の廃止を提言し、58年8月に経安会の廃止が正式に決定した。この決定の背後には、経安会が半ば行政院系統外に位置しているにもかかわらず、財政・経済政策の決定権を有していること、通常の公務員よりも恵まれた職員待遇であること、これらに対する財政・経済当局の強い不満があった。さらには、一連の路線対立があったため、国民党官僚による権力闘争という側面ももっていた<sup>(22)</sup>。

こうして、経済基本政策ならびに経済建設4カ年計画は、経安会の廃止により、一般工業と農業部門の計画を経済部が、運輸部門の計画を交通部が作成することになった。経済建設計画は、これまでの集中作成方式から、分散作成方式へと転換した。ところが、この経安会の廃止は、逆に経済テクノクラート、ひいてはアメリカに好都合な結果を生み出すこととなったのである。

経安会廃止によって、美援会は従来通りのアメリカ援助運用計画の作成、各個別プログラムの審査と執行監督、対米交渉実務に加えて、経済建設計画のとりまとめを行うことになった。経済建設計画が3部門別に作成されるために、それらの個

別計画のとりまとめを行う機関を必要としたからである。これに伴い、美援会は次のように改組された（58年9月）<sup>(23)</sup>。経済建設計画案の立案を事実上担っていた経安会工業委員会を美援会に編入したうえで、従来の秘書処、援助物資、財務、技術、会計検査の1処4組から、工礦、交通運輸、援助物資、財務の4組および秘書処へと、経済建設計画の3大部門（工礦、交通運輸、農業）に相応するように改組された。また、経済建設計画のとりまとめをも行うことになったことから、アメリカ側と経済計画についての協議を行う場として、美援会内に非公式の「中米聯合会報」が設けられた<sup>(24)</sup>。この改組の一月後、行政院長の交代による内閣改造が行われた。これにともない、主任委員に行政院長の陳誠が、副主任委員には尹仲容、秘書長には、尹仲容の下で経安会工業委員会一般工業担当専門委員を務めていた李国鼎が就任した。尹仲容をトップとする経済テクノクラートが、形式の上でも美援会を動かすことになったのである。

さて、経済建設計画の分散作成による弊害を避けるために、尹仲容の主導で、計画作成にあたる経済部・交通部とアメリカ援助運用機関である美援会・農復会との調整を行う組織として、経済部および交通部への連繫組の設置が決定した。工礦計画連繫組（58年11月成立）、運輸計画連繫組（60年9月成立）、農業計画連繫組（58年11月成立）の3連繫組である。各連繫組が作成した個別4カ年計画の一体化および全体経済部分の計画作成には、美援会と工礦計画連繫組とが共同であったることになった。

しかし、現実には、経済部・交通部では人員的にも対処できず、経済部は工礦計画連繫組への人員・経費の支援を美援会に要請、同様に交通部も運輸計画連繫組の人的・経費の支援を美援会に要請せざるをえなかった。その結果、各連繫組の人員には美援会のスタッフが多く兼任し、各連繫組の召集人について見ても、工礦計画連繫組は、美

援会秘書長である李国鼎、運輸計画連繫組は、尹仲容のもとで李国鼎とともに経安会工業専門委員を務めていた費驊交通部次長が就いた。また、農業計画連繫組では、アメリカとの関係が良好な農復会の主任委員が召集人となった。このように、経済計画の策定人員は美援会を軸として重複することになった。こうして、経安会廃止の後、経済テクノクラートが美援会を基盤にして、経済基本政策の策定とアメリカ援助の運用とを共に担うことになったのである。

## 2 アメリカ援助政策の転換と台湾経済改革体制の成立

美援会が新たに陣容を整えた1958年頃、台湾経済は輸入代替化経済策が行き詰まり的状況を呈し始めていた。限られた資金を節約して公営企業に集中投資し、国際競争力の弱い産業を保護してきたが、輸入制限によって特権的な市場が形成され、公営企業は経営の非効率が進みつつあった。また、当初から、戦後復興と軍関係の需要に支えられていたため、戦後復興が一段落すると、その市場の狭さから、生産が国内需要を超過する工業部門も出始め、飽和状態に陥ってしまった。このため、原材料の安価かつ優先的配分、および為替差益という特権を享受してきた紡績業ですら、為替レートの過大評価と高関税政策のもとでは輸出に不利に働くため、その是正を求めるほどにまできていた。加えて、戦後復興の進展は、機械設備や原材料の輸入の持続的拡大を招き、国際収支赤字を累積させていた。尹仲容らテクノクラートも、輸入代替化政策の行き詰まりを認識し、その打開策を考慮し始めていた<sup>(25)</sup>。

このような折に、第2次台湾海峡危機が発生した（1958年8月～10月）。アイゼンハワー政権は、中国に対して台湾本島防衛の意思を改めて明確に示す一方で、同時に台湾に対して、防衛の枠を超える軍事行動をとらないように強く求めた。危機

に対するアメリカの態度は、非常に明確なものであった。すなわち、米台相互防衛条約が端的に示したように、中国の台湾解放を抑止すると共に、台湾の大陸反抗をも抑制するものであった。アメリカが台湾海峡の現状維持を図っていることは、一段と鮮明になった。これはとりもなおさず、アメリカが国民党政権に対して政治経済発展の内政的条件の整備をより一層促す契機となったのである。他方、台湾は、「823 砲撃戦」に代表される第 2 次台湾海峡危機の軍事的衝撃と、アメリカの強い姿勢を受けて、体制を立て直すために、58 年 10 月に内閣改造を行った。行政院長に就任したのは、軍人出身で行政手腕に長けていた陳誠である。また、経済関連の関係では、財政部長が徐柏園から嚴家淦へ、経済部長は江杓から楊繼曾へと替わった。陳誠は、かつて外国為替改革問題で尹仲容を支持しており、陳誠が行政院長に就任したこと、また江杓と徐柏園が辞職し、美援会と関係の深い嚴家淦が財政方の責任者である財政部長になったことは、同時期に美援会副主任委員兼台湾銀行董事長に就いた尹仲容を中心とする経済テクノクラートを体制内部から後押しすることになった。美援会への経済計画策定権限の実質的集中と、輸入代替化経済政策の行き詰まりという経済状況によって、経済改革実施のための内部的条件が整いつつあった<sup>(26)</sup>。

ところで、台湾の輸入代替化経済政策が転機にさしかかる頃、時を同じくしてアメリカの援助政策も、大きな変化を見せ始めていた。それは、アイゼンハワー政権における冷戦観の変容が契機であった。1954～55 年頃には、東西関係ではオーストリア国家条約の成立などを端緒に、冷戦が対立を残しながらも安定し始めていた。米ソ冷戦は、ネイション・ビルディングが追求されている第 3 世界をも焦点とするようになった。このような世界情勢の変化の中でも、アイゼンハワー政権が特に憂慮したのは、ソ連の「平和攻勢」と第 3 世界

のネイション・ビルディングとが結びつくことであった。事実、ソ連は、インド、インドネシア、エジプトなどに対して、本格的な経済援助を開始したのである。このような変化を受けて、アイゼンハワー政権は、徐々にではあったものの、冷戦遂行のためには、同盟国の経済発展を支援する開発援助を本格化させなければならないと認識するにいたった。冷戦は今や「政治経済戦争としての冷戦」という新たな段階に移行し始めたと認識したのである。アイゼンハワー政権は共和党の伝統を引き継ぐ財政均衡主義の立場に立っており、それゆえに自由貿易の拡大と世界銀行などによる融資実施が対外経済政策の根幹であったが、冷戦の変容を受けて、アイゼンハワー政権も、1956 年頃から海外援助と共に、同盟国の経済的安定のために財政状態を重視する方向へと転換していく<sup>(27)</sup>。

アイゼンハワー政権最初の包括的対外経済援助政策である NSC5707/8 (1957 年 6 月成案) では、冷戦が変容したことにより、冷戦の経済的側面を重視することの必要性を次のように述べている。

「自由世界の安定にとっての危険性は、特に発展途上地域において著しい」、それ故に「長期的な政治安定のために、(アメリカは同盟国の一引用者) 経済発展を支援し促進」させなければならない。また同時に、長期的経済開発援助に対する議会の消極的態度のために、海外援助総額に占める軍事援助の割合を減らし、その分を経済援助に割り振るようにするため、アイゼンハワー政権は、同盟国に対して、「軍事援助の必要性を低下」させる措置を求めることとなった。すなわち、「外部からの攻撃に抵抗するために維持されている巨大な固有兵力を、当該国の経済力、及び外部からの脅威の水準に見合う規模にまで縮小」し、「国内治安維持を目的とした警察タイプの兵力に重点をおく」ことである。ここで強調された経済成長と政治的安定の必要性は、NSC5707/8 に続く NSC5810/1 (58 年 5 月)、NSC5906/1 (59 年 8 月) においても、

踏襲されていく<sup>(28)</sup>。この結果、アイゼンハワー政権後期には、開発借款基金（DLF）の成立（57年）、ソフト・ローン方式の相互安全保障法（MSA）の成立（58年）に結実していったのである<sup>(29)</sup>。

ここで、台湾への援助との関連で注目されるのは、DLFの創設である。DLFは、アメリカ国内での海外援助に対する批判の高まりを背景に生まれたもので、DLFの運用目的について1957年MSAは、自由企業制度を推進しアメリカ民間資本の投資障壁を排除することで対象国の生産能力を向上させ、自由世界の安全を確保するためと規定している。DLFの特徴は、計画型援助を対象に、政府機関を直接通さずに年度制限のない借款を行い、民間企業の育成を目的とする点にある。DLFの成立により、海外援助担当機関ICAは民間企業局（Office of Private Enterprise）を58年に設置し、これらの動きを受けて、台湾では、59年5月に民営形態の開発金融機構として中華開発信託公司（党営事業）を設立し、また59年12月には美援会内に工業発展投資研究小組を発足させた。工業発展投資研究小組は、予想されるアメリカ援助の減少をにらんで設置された、一種のタスク・フォースで、李国鼎が召集人を務めた。具体的には、外国人および華僑からの投資拡大策の検討と、DLF獲得の支援を担当することになっていた<sup>(30)</sup>。

DLFは、1959年度会計より台湾に適用された。これ以降、アメリカの台湾向け援助は、次のような特色を備えていく。まず、アメリカ援助が贈与性格の強いものから貸与方式へと移行していったこと、次に、援助の対象が政府から民間企業にまで拡大されたこと、そして、防衛支援援助項目の中に経済開発項目が加わったことである。第2点の援助対象の拡大は、アメリカの援助目的が変質したことを象徴している。なぜなら、元来台湾向け援助は国民党権を支える軍事的性格の強いものであり、その契機からして民間経済の支援を目

的としていなかったからである。さらに、軍事支援目的の防衛支援援助項目に経済開発項目が付け加えられたことは、NSC5503・NSC5723で決定された、台湾内部の経済的安定を求める措置に他ならない。すなわち、アメリカは、DLFによって、援助と国防費支出とを切り離し、経済発展のための独自財源の確保をはかったのである。こうした内外情勢の変化を受けて、台湾は経済テククラートを中心に経済改革に取り組むことになった<sup>(31)</sup>。

### 3 美援会と台湾の経済改革

ところで、1957年に経安会秘書長として「復活」した尹仲容は、56年に成立した行政院外匯貿易審議委員会（外貿会）の主任委員に就任していた（58年3月）。経安会の廃止によって、外貿会は経安会所管であった貨幣、金融、外国為替などの職務も担当するようになり、貿易全般の政策決定機関となった。美援会の副主任委員を兼ねることで、尹仲容は文字通り経済政策に関しての実務方トップとなったのである。その後、対外貿易関連では、54年頃からの懸案であった複式レート改革の第一歩が実施に移された。58年4月に外匯貿易改革方案が公布され、複数レートから単純2レート制へと移行した。

輸入代替化経済政策が採用された理由の1つは資金不足であったが、1950年代後半になって国民所得が増加したにも拘わらず、貯蓄率が低いために、必要とする国内調達資金は未だ充足していなかった<sup>(32)</sup>。このため、台湾銀行、各商業銀行に個人向け貯蓄部門を開設（59年1月以降）して、貯蓄の奨励を国民に促すことになった。さらに、58年7月には、民間企業の資金調達に便宜を図るための工場運営資金臨時借款法を公布し、また自社債発行による資金調達を認める台湾銀行保証発行会社債法を実施した<sup>(33)</sup>。これらとあわせて、外貨不足を補うため、58年4月には海外販売促進特種

基金が創設された。

しかし、これら台湾の是正の動きに対して、すでに援助目的が変質していたアメリカは、一般的措置であり改革の歩みも遅いとして満足してはいなかった。アメリカにとって、台湾の安全保障問題は、米台相互防衛条約の締結によって、一応の決着をつけていた<sup>(34)</sup>。事実、第2次台湾海峡危機においても、米台条約の存在によって中国の台湾解放を抑止し得た。それゆえ、台湾地域において「自由中国」として経済的に自立させることが、徐々に優先度を増してきていたのである。1957、58年頃には、アメリカ国内においても海外援助への批判が高まっていた。ここにいたり、アメリカは、台湾を経済援助政策の成功見本("showcase of achievements") にしようとはかるのである<sup>(35)</sup>。

1958年にICAの台湾支局長に着任したハラードソン(Wesley C. Haraldson)は、経済改革の実施を積極的に台湾側に働きかけた。59年6月には講演を行い、経済専門家にとどまらず、広範囲で注目を集めた。講演の内容は、台湾の経済が困難な状況にあると指摘した上で、消費の削減と民間工業の発達の必要性を強調するものだった。10月にはディロン(C. Douglas Dillon) 国務次官が訪台し、国民党政府に対して、投資環境の改善とこれに伴う民間部門発達の重要性を強調した<sup>(36)</sup>。12月になると、ICAの副長官サッシオ(Leonard J. Saccio)が訪台した。サッシオは、アメリカの台湾向け援助が近い将来に終了すると示唆し、アメリカ援助の終了後に備えて、民間投資と輸出の拡大とによって、国内資本形成を促進するように訴えた。そのうえで、アメリカ援助を今後の経済改革に沿うものとするため、具体的な経済計画(「経済発展加速計画」)の早期作成を求めた。これら投資環境の改善と外資導入の要求は、NSC5503の策定後、台湾に求めてきたことであった。しかし、アメリカの台湾政策が転換し援助目的が変質したこと、加えてアメリカ国内での海

外援助批判の高まりによって、より強い態度で台湾に働きかけたのである<sup>(37)</sup>。

この強い働きかけを受け、美援会は1959年末から、アメリカ現地スタッフと歩調を合わせながら、新しい経済政策の立案に取りかかった。一方、アメリカ現地スタッフは、ハラードソンが嚴家淦・財政部長、楊繼曾・経済部長と、大使館経済参事イエーガー(Joseph A. Yager)が黄少谷・外交部長と個別に面談し、アメリカ側が期待している政策の内容についての説明を行った。美援会は当初、次期第3期経済建設4カ年計画(61~64年)の草案を策定してハラードソンらに提示したが、ハラードソンは、経済的「自立の最大化」を目的とした措置が具体的に示された行動計画の作成を求めた。このため尹仲容は、ハラードソンに対して、陳誠・行政院長兼美援会主任委員を説得するために、ハラードソン起草のメモを求めた。ハラードソンのメモの中身は、アメリカが求めている改革の中身を明確に示したものだ。ハラードソンは、経済改革要求の目的が、アメリカからの援助を必要としないようにすることであり、特に軍事的支援項目の援助の最小化と、民間セクターを対象とした、特定計画への特定の基金運用(DLF)を強調していた。そして、とるべき具体的な行動計画8項目を列挙していた。それは、軍事費の削減、税制の改善、為替レートの合理化、外貨管理制度の緩和、公共事業担当機関の設置、証券市場の設立、民間企業に対する規制の緩和であり、インフレを抑制しつつ輸出と投資のインセンティブを高める措置の実施である。1959年12月30日、ハラードソンはイエーガーと共に陳誠に面会した。ハラードソンは、今回の目的は健全な経済成長を最大化させることだと語り、8項目の意図について説得して、陳誠からの賛同を得た。60年1月8日、嚴家淦、尹仲容、李国鼎は、陳誠と共に、蔣介石を訪ね、先の8項目についての説明を行った。この結果、蔣介石から最終的に8項

目すべての同意を得ることに成功した。翌9日に尹仲容らと面会したハワードソンとイエーガーは、「蔣介石に対する経済テククラートの成功を祝った」<sup>(38)</sup>。

ハワードソンの8項目に基づいた具体的な計画策定は、工業発展投資研究小組があたった。工業発展投資研究小組は、召集人を李国鼎が務め、投資環境の改善を専任していた。李国鼎らは、蔣介石や陳誠との面談に先立ち、すでに8項目に基づいた具体案の作成を進め、「経済発展加速計画」と「19項目財政経済改革措置」（王作榮起草）として完成させていた。19項目改革措置は、「経済発展加速」のための措置として8項目（貯蓄奨励、資本市場の準備、民間投資環境の整備等）、予算関連の6項目（国防費を固定額とし暫定的に現在の数値を維持、租税・税務制度の改革、予算制度の改革等）、金融の3項目（中央銀行の復業、銀行業務の整備等）、外国為替・貿易管理の2項目（単一レート制度の確立、貿易管制の緩和）からなっている。李国鼎自身が回顧しているように、財政・経済・金融分野にまたがる全面的革新計画であった。蔣介石から8項目についての同意を得ると、美援会は直ちに行政院から「経済発展加速計画」への承認を取りつけ、また蔣介石に19項目改革措置を説明し同意を得た。こうして、多岐にわたる改革が正式に決定した<sup>(39)</sup>。

1950年代末から60年代初めにかけての時期、台湾の経済改革計画を推進したのは、経済政策を職掌している中央経済官庁ではなく、また国民党官僚組織でもなかった。経済改革計画の中心に位置したのは、美援会であった。美援会は本来、アメリカ援助の受け入れのために設けられた一機構であった。だが、先行研究が指摘したように<sup>(40)</sup>、アメリカ援助が媒介となって、美援会が改革計画立案の役割を担うことになった。では、なぜ美援会の経済テククラートは力を持ち得たのであろうか。

第1に、美援会の独特な体制内ポジションがある。通常の行政院系統外に半ば位置した美援会は、それゆえに国民党官僚と軍人からの政治的圧力を排除した経済計画機構として存在することが可能となり、また同時に経済テククラートは中央トップと直接結びつくこととなった<sup>(41)</sup>。さらには、これらの特色は、蔣介石個人を頂点とする体制においては、全体経済政策を策定する機関が他に存在しない以上、蔣介石個人の承認さえ受ければ計画決定できるということを示していた。加えて、経済テククラートが足場とする美援会は、国民党政権に外部的正統性を付与していたアメリカの援助実施機関と直接に交渉できる唯一の機関であった。これは、いわばアメリカが美援会の後ろ盾であることに等しく、国民党官僚といえども、美援会の主張に正面からは反対できないものとなっていた<sup>(42)</sup>。第2に、美援会の実務部門に、経済政策の立案能力をもち、公営・党営企業の利益から比較的自由的立場にあった人材が揃っていたことである。しかも、これらの経済テククラートは、美援会と工礦計画連繫組とで重複していたのである。他方、アメリカから見ても、美援会をテコに改革を迫るのは、アメリカに都合のよいことであった<sup>(43)</sup>。美援会を活用することで経済改革の障害となる軍人を政策決定過程から排除し、また親米派官僚を育成することが可能だったからである。美援会の特殊な体制内ポジションと国内外経済環境の変化とが、経済テククラートに経済改革の推進を可能ならしめたのである。

## おわりに

1950年代の国民党政権は、その拠って立つ「法統」の建前から、中国共産党政権と軍事的に対決しようとする姿勢を崩すことはなかった。しかし、第1次台湾海峡危機を契機に、アイゼンハワ

一政権の台湾政策は、台湾海峡の現状を固定化させるという、事実上の「2つの中国」政策へと移行していった。台湾の位置づけは、中国に対抗する反共基地としての台湾から、「自由中国」としての台湾へと転換した。経済発展に基づく中国への対抗である<sup>(44)</sup>。これにより、アメリカは民生の安定のために、台湾に対して種々の経済改革を要求するようになった。

これを受け、輸入代替化経済政策の行き詰まりに直面していた台湾では、1950年代末から美援会の経済テクノクラートの手により、新しい経済政策の立案が開始された。経済発展に不足している資本を補う一環として、まず投資環境の改善に手をつけられた。19項目財政経済改革措置をもとに、美援会工業発展投資研究小組が投資奨励条例案を作成した。主な内容は、投資申請手続の簡素化、輸入物資手続の簡素化、輸入通関手続の簡素化、外貨交換の簡素化などであり、投資のインセンティブを高めることが目的であった。条例案は、経済改革に消極的な立法院を無事通過し、1960年9月に公布された。また、アメリカ援助に代わるものとして、国際金融諸機関への借款申請を決定し、美援会が借款手続を進めた。この結果、設立間もない国際開発協会（IDA）をはじめとする世界銀行グループからの融資の獲得に成功した。この融資の背景には、アメリカ海外援助担当機関・国際開発庁（ICA）の後継機関として1961年11月発足の側面支援があった。次期経済4カ年計画も、改めて作成が進められた。この第3期経済4カ年計画は、経済発展加速計画をその骨格としたもので、アメリカ援助の減少を視野に入れ、個別部門の詳細な資金源および配分について計画されており、実際の投資計画となっていた。また、非経済部門を新たに計画の中に取り入れ、都市建設や国民住宅建設などのインフラ整備にも配慮したものになっていた<sup>(45)</sup>。

ところが、これら19項目財政経済改革措置は、

その趣旨に従って迅速に実行されたのではなかった。また、最終的にまとまった改革計画も、アメリカの意図通りのものが策定されたわけではなかった。当初のハラードソン8項目と最も異なる点は、国防予算であった。ハラードソンらが目的としたのは、恒常的なインフレの誘因であり、同時に経済開発の資本不足を招く原因となっていた巨額の国防費に杵をはめ、実質的に削減することであった。したがって、19項目改革措置においても、起草段階では、国防費用を固定比率に基いて算出し、暫定的に現行の金額を維持するとされており、絶対的金額の削減を意図していた。しかし、成案では「暫定的に」の文言が削られ、絶対的金額の削減を求めないものへと変更された。蔣介石が最後に反対したからである。なぜなら、外省人を唯一の支持基盤としていた国民党政権にとって、これは政治的に不可能な命題であった。投資奨励条例もまた、当初の目論み通りには推進できなかった。19項目改革措置が決定したあと、これを実施に移すため、行政院内に小組（召集人王雲五・行政院副院長）が設けられたが、その対応は消極的なものだった。経済テクノクラートは、政権トップから経済改革への同意を得たものの、実務段階で消極的抵抗を受けたのである。1950年代半ばの外国為替をめぐる政策論争同様、財政専門家はアメリカ援助終了が現実味を増した時期の積極的な改革がインフレの誘因となることを恐れたのである。改革によって既得権益が減少する党官僚も同じであった。だからこそ、前述のように、投資奨励条例は美援会が独自に実施に移したのである。これら強い抵抗勢力のために、輸出主導型経済政策の採用に向けた動きは、以後10数年にわたる、漸進的なものとなった<sup>(46)</sup>。

しかも、経済改革の推進過程では、アメリカと美援会の経済テクノクラートとの間にも、経済改革をめぐる根本的な認識の相違が存在していた。尹仲容、李国鼎ら経済テクノクラートは、国民党

の党官僚ではないが、アメリカの意向を忠実に実行しようとしたのでもなかった。彼らの認識の差は、経済活動に対する政府のあり方に由来していた。アメリカは、援助を台湾の政治的民主化のために用いしなかったが<sup>(47)</sup>、自由な経済制度の確立を求めていた。しかし、経済テクノクラートは、公営企業への支援を重視した。この点では、彼らも節制資本派と大きく異なりはしなかったのである。節制資本派が相応の勢力を有していたのは、孫文の三民主義と、憲法第 142 条の「資本の節制をもって国家政策・国民生活の充足をはかる」との規定を擁護するのが国民党であるという建前論だけが理由ではなかった。国民党政権は、その基盤の 1 つを公営・党営企業におき、そこから経済的利益と政治的忠誠とを得ていた。輸入代替化政策は 1950 年代後半に行き詰まりを見せたが、それでもなお国民党は、公営・党営企業に依拠することが可能であり、また維持していかななくてはならなかった。そして、経済テクノクラート自身も、国民党統治体制を支える役割を分担していた。経済テクノクラートは、輸出主導型経済政策の採用を柱とする経済改革に、これまでの経済政策との矛盾を感じてはいなかった。経済改革の実施は、投資を集中して政府が輸出産業を育成しようとしたのであって、経済的自由のもとでの発展を求めたのではない<sup>(48)</sup>。台湾の経済発展は、しばしば経済テクノクラート自身によって「台湾の奇跡」として自賛される。しかし、1959 年末からの改革当時、経済テクノクラートが今日の輸出の担い手である民間中小企業の育成を考慮していたとは言い難い。その後の中小企業の発展によって、その環境整備に取りかかったのであり、いわば後追いの政策であった<sup>(49)</sup>。端的に言えば、輸出主導型経済政策は 1960 年代以降、徐々に形を整えていったのであり、公営・党営企業の保護を目的とする輸入代替化政策との組み合わせのもとで行われたのである。

しかしながら、台湾海峡の現状固定化とアメリカ援助の変質こそが、現在の「1 中 1 台」へと向かう外的環境を台湾にもたらし、国民党政権に対して政治・経済発展の内政的条件の整備を促したのである。国民党政権は、台湾での統治体制を確固としたものにするため、地方政治レベルで直接選挙を実施して本省人の体制内化をはかると共に、他方でその政治参加に一定の制限を課すことに成功した。また、これに連動して、本省人が民間中小企業に進出し、輸出主導型経済政策の展開を背景に、公営企業の強い国内市場を避けて海外市場への参入をはかるようになる。これが、今日の経済発展を担う輸出関連中小企業の生成を促した契機であった。すなわち、本省人に対する政治的抑制と輸出主導型経済政策の展開とが、1960 年代以降の経済発展の内部的条件を整えたのである。これは、1950 年代に確立した国民党一党支配体制が、その正統性根拠を「法統」とアメリカとに依拠するという非台湾的なものであったにもかかわらず、台湾海峡の現状の固定化とその中での経済的・政治的発展によって、実効支配する台湾内部に正統性の根拠を求めざるを得なくなり、またそうすることが可能となったことを表している。近年のいわゆる民主化と台湾化とは、まさにこの環境の中で成し遂げられたのである<sup>(50)</sup>。以上の展開過程を、本省人の経済的活動とアメリカの要請とに着目して検討することが、今後の課題である。

## 註

- (1) 前者については、例えば、本稿で取り扱う「19 項目財政経済改革措置」を起草した王作榮の『我們如何創造了經濟奇蹟』（台北：時報出版、1989 年）。さらに、経済改革を推進した中心人物の 1 人である李国鼎の「一個難忘的日子——九月一日」、『聯合報』、1983 年 9 月 2 日。後者については、文聲螢『經濟奇蹟的背後——台湾美援經驗的政經分析（1951

- 1965)』(台北：自立晩報、1990年)。行政院新聞局発行の『台湾的故事：経済篇』(Web版)では、1950年代から60年代の経済発展において、「政府は一貫して保母の役割を果たした」と政府の役割を強調している。新聞局「肆、人民的貢獻與政府的角色 三、政府角色的調整」、<http://www.gio.gov.tw/info/ecobook/ecobody4.htm>、アクセス日：2000年7月17日。
- (2) 近年の民主化過程の研究として、若林正文『台湾 分裂国家と民主化』(東京大学出版会、1992年)。「国家の役割」に着目した台湾経済研究は、以下を参照。佐藤幸人「台湾の経済発展における政府と民間企業——産業の選択と成果——」服部民夫・佐藤幸人編『韓国・台湾の発展メカニズム』(アジア経済研究所、1996年)、87～120頁。石田浩『台湾経済の構造と展開 台湾は「開発独裁」のモデルか』(大月書店、1999年)、第1～5章。
- (3) NSC162/2の作成過程については、以下を参照。赤木完爾『ヴェトナム戦争の起源 アイゼンハワー政権と第一次インドシナ戦争』(慶應通信、1991年)、第1・2章。及び、John L. Gaddis, The Strategies of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy, New York: Oxford Univ. Pr., 1982, Chaps. 5-6. 経済性重視に関しては、石井修『「政治経済戦争」としての米国対外経済政策——アイゼンハワー期——』、『国際政治』70号(1982年)、100～119頁。ならびに、李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』(東京大学出版会、1996年)、11～20、105～127、205～227頁。同盟国戦略については、松岡完「1950年代アメリカの同盟再編戦略」、『国際政治』105号(1994年)、80～93頁。
- (4) U.S. Dept. of State, Foreign Relations of the United States, 1952-1954, vol. 14 (以下、FRUS 52-54:14 と略記), Washington, D.C.: US GPO, 1985, pp. 278-306.
- (5) 例えば、FRUS 52-54:14, pp. 307-330.
- (6) Council for Economic Planning and Development (CEPD), Taiwan Statistical Data Book 1996, Taipei: CEPD, 1996, p. 225.
- (7) 美援会、経安会については、以下を参照。康緑島編著『李国鼎口述歴史——話説台湾経験』(台湾：卓越出版、1993年)、77頁。田島俊雄「中国・台湾 2つの開発体制」、東京大学社会科学研究所編『20世紀システム 4 開発主義』(東京大学出版会、1998年)、181頁 [原注：王昭明『王昭明回憶録』(台北：時報出版、1995年)、61頁]。
- なお、本稿では取り扱わないが、農業関連援助専門機関として中国農村復興聯合会(農復会)がある。農復会は計画策定のみで、執行は他機関である。農復会の経費はアメリカから支出されていた。李国鼎・陳木在『我国經濟策略發展總論』(台北：聯經出版、1987年)、232～233頁。また、1950、60年代の経済発展と農業部門との連関については、以下の研究を参照。石田浩「農業生産構造の変化と工業化—工業化に果たした農業の役割」、谷浦孝雄編『台湾の工業化——国際加工基地の形成』(アジア経済研究所、1988年)。李登輝『台湾農工部門間の資本流通』(台北：台湾銀行、1976年再版)。
- (8) 施昭雄・朝元照雄編『台湾經濟論 經濟開發と構造転換』(勁草書房、1999年)、10～11頁。
- (9) 本稿では、中小企業の発展過程を取り扱わない。台湾では、基幹産業を中心とする公営大企業が国内市場向けの生産を行うのに対し

- て、民間中小企業は消費財を中心に海外市場向けの生産を行っている。この「経済の2重構造」については、刊行年は古いものの、次の研究が今も有用。劉進慶『戦後台湾経済分析』（東京大学出版会、1975年）、とくに96～105頁。
- (10) 中央政府予算に占める国防費の割合は、1955会計年度は48.6%、1960年度は48.9%であった。CEPD, op. cit., p. 156.
- (11) 1951年から1963年までの国内投資実質総額のうち、アメリカ援助資本は31.1%を占めている。文聲螢前掲書、185頁。
- (12) U.S. Dept. of State, Foreign Relations of the United States, 1952-1954, vol. 12 (以下、FRUS 52-54:12 と略記), Washington, D.C.: US GPO, 1984, pp. 366-381, 411-421.
- (13) FRUS 52-54:12, pp. 419, 769-776; FRUS 52-54:14, pp. 318-319.
- (14) FRUS 52-54:12, pp. 1062-1072.
- (15) John L. Gaddis, The Long Peace: Inquires into the History of the Cold War, New York: Oxford Univ. Pr., 1987, pp.133-140. 拙稿「第1次台湾海峡危機とアイゼンハワー政権——危機処理をめぐる米台摩擦——」『広島法学』第18巻第4号（1995年）、156～159、162～164頁。
- (16) Gordon H. Chang, Friends and Enemies: The United States, China, and the Soviet Union, 1948-1972, Stanford: Stanford Univ. Pr., 1990, pp. 144-149. 拙稿前掲論文(1995年)、179頁註46。
- (17) U.S. Dept. of State, Foreign Relations of the United States, 1955-1957, vol. 2 (以下、FRUS 55-57:2 と略記), Washington, D.C.: US GPO, 1986, pp. 30-34, 668-670. NSC5503は、1957年10月に再検討されNSC5723となったが、大きな変更点はない。
- また、1959年9月にも再度検討されたが、NSC5503から続く内容を修正するものではなかった。同様に、その後の中国政策も、NSC5429/5の基本方針を受け継いでいる。
- U.S. Dept. of State, Foreign Relations of the United States, 1955-1957, vol. 3 (以下、FRUS 55-57:3 と略記), Washington, D.C.: US GPO, 1986, pp. 619-623; U.S. Dept. of State, Foreign Relations of the United States, 1958-1960, vol. 19 (以下、FRUS 58-60:19 と略記), Washington, D.C.: US GPO, 1996, p. 590. なお、1959年9月に、「Formosa」から「Taiwan」への英文表記の統一を決定している。
- (18) FRUS 58-60:19, pp.19; Niel H. Jacoby, US Aid to Taiwan: A Study of Foreign Aid, Self-Help and Development, New York: Praeger, 1966, chap. 3.
- (19) 本稿では、「財政専門家」を、財政部等の中央経済官庁、台湾省政府、国民党組織内の財政・金融政策担当者に限定して用いる。また、ここでの「国際貿易担当者」とは、中央および台湾省政府の海外調達部門関係者を指して用いている。いわゆる官庁エコノミストも、その多くが国民党の党籍を保有していたと考えられる。
- (20) 康緑島前掲書、125頁。輸出入業者は台湾銀行を通じて公定価格で決済しなければならなかった。施・朝元編前掲書、27頁註11。
- (21) 経済政策をめぐる路線対立が背景にあると推測できる。
- (22) 黄子華「尹仲容の経済政策與經濟思想」（台湾大学政治学研究所1996年6月提出修士論文）、41頁。李国鼎・陳木在前掲書、121頁。康緑島前掲書、127頁。
- (23) 黄子華前掲論文、51～52頁。李国鼎・陳木在前掲書、278頁。康緑島前掲書、127頁。

- (24) 参加者は以下の通り。台湾側から美援会副主任委員、同秘書長、財政・経済・国防・交通の各部長、台湾省主席、農復会主任委員、台湾銀行董事長、アメリカ側から大使館経済参事、ICA台湾支局長、同副局長、軍事援助顧問団長。文聲螢前掲書、225頁。
- (25) 施・朝元編前掲書、4～5頁。尹仲容自身は、輸入代替化政策の失敗理由として、全体工業政策の欠如、国内市場の狭隘さ、高度な保護政策を挙げ、台湾製品が世界市場で競争できないものになったとしている。尹仲容『我对台湾経済的看法全集』（台北：美援運用委員会、1963年）、3編70、73～75頁。
- (26) 王作榮前掲書（1989年）、26頁。
- (27) 石井前掲論文、111～113頁、李鍾元前掲書、第4章第1節。Burton I. Kaufman, Trade and Aid: Eisenhower's Foreign Economic Policy, 1953-1961, Baltimore: The John Hopkins Univ. Pr., 1982, Chaps. 2, 4; Burton I. Kaufman, "Eisenhower's Foreign Economic Policy with respect to Asia," Warren I. Cohen and Akira Iriye eds., The Great Powers in East Asia: 1953-1960, New York: Columbia Univ. Pr., 1990, pp. 104-120.
- (28) FRUS 55-57:19, pp. 511-516; U.S. Dept. of State, Foreign Relations of the United States, 1958-1960, vol. 3（以下、FRUS 58-60:3と略記）, Washington, D.C.: US GPO, 1996, pp. 98-116, 292-316.
- (29) 石井前掲論文、114～115頁、川口融『アメリカの対外援助政策——その理念と政策形成——』（アジア経済研究所、1980年）、39～57頁。Kaufman, op.cit., Chaps. 7-10. もっとも、アイゼンハワー政権後期の対外経済援助は、1960年代以降の開発援助とは基本的な理念を異にしており、あくまでも冷戦遂行の一手段であり、アメリカの安全保障確保、次に経済的負担の軽減が出发点となった政策思考であった。
- (30) 実際の申請案については、劉素芬「台湾民営企業の発展に対するアメリカ援助の影響——開発借款基金を例として（下）」、『台湾史研究』第17号（1999年3月）、62頁を参照。
- (31) 尹仲容『我对台湾経済的看法三編』（台北：国際経済合作発展委員会、1966年再版）、290～293頁。林鐘雄「台湾経済建設計画與美援」、『台湾銀行季刊』第21卷第1期（1970年）、113～114頁。劉素芬「台湾民営企業の発展に対するアメリカ援助の影響——開発借款基金を例として（上）」、『台湾史研究』第15号（1998年）、122～123頁。笹本武治・川野重任編『台湾経済総合研究（上）』（アジア経済研究所、1968年）、304頁。
- (32) 尹仲容によれば、1952年から58年までの国内純資本形成が国民所得に占める比重は13.7%だが、このうち国内貯蓄による国民所得比率は6.2%に過ぎなかった。つまり、7.5%はアメリカ援助となる。尹仲容前掲書（1963年）、3編59～60頁。
- (33) 劉素芬前掲論文（1998年）、120頁。自社債発行による資金調達を認められたのは、唐榮鉄鋼、大同、裕隆などであり、いずれも外省人系あるいは本省人系大手である。
- (34) 拙稿「米国の中国政策と台湾の経済的・政治的发展——予備的考察としてのアイゼンハワー政権期」、『広島法学』第23巻第2号、1999年、197～220頁。
- (35) 康緑島前掲書、140頁。FRUS 58-60:19, p. 644. 文聲螢前掲書、97～101頁。アメリカ会計検査院（General Accounting Office）は、1958年9月、海外援助に対する議会報告の中で、台湾における援助の運用状況を説明し、台湾が軍事支援に援助を集中させて経済的

- 自立という目標を軽視していると批判した上で、公営事業の民営化を行って経営効率の上昇と政府の財政負担とを減少させること、ならびに為替レートの合理化の必要性を指摘した。劉素芬前掲論文（1999年）、65～66頁。
- (36) 劉素芬前掲論文（1999年）、67頁。
- (37) Jacoby, op.cit., p. 35; FRUS 58-60:19, pp. 17-18, 643-646.
- (38) FRUS 58-60:19, pp. 643-646, 648-649.
- (39) FRUS 58-60:19, pp. 648-649, 649fn2. 李国鼎・陳木在前掲書、139頁。劉素芬前掲論文（1999年）、65頁。
- (40) 施・朝元編前掲書、6頁。若林前掲書、170～173頁。田島前掲論文、181頁。
- (41) 経済テクノクラートの登用に関して、以下の研究は、陳誠の役割を高く評価している。Hsiao-shih Cheng, Party-Military Relations in the PRC and Taiwan, Boulder: Westview Pr., 1990, pp. 126-128.
- (42) 羅敦偉『美援運用在各方面所發効果之研究』（台北：設計考核委員会、1960年）、30頁。
- (43) 文聲螢前掲書、226～231頁。これ以降、「KT派」（KTは李国鼎の名前）と通称される経済テクノクラートが、体制内での政治的地位を上昇していく。以下は、美援会関係者の「19項目財政経済措置」策定時の肩書とその後の主な経歴。尹仲容：美援会副主任委員兼外匯会主任委員兼台湾銀行董事長（1963年死去） 李国鼎：美援会秘書長兼美援会工業発展投資研究小組召集人兼工礦計画連繫組召集人（経済部長・財政部長・国民党中央常務委員） 費驊：運輸計画連繫組召集人（行政院秘書長・財政部長・国民党中央常務委員） 王作榮：美援会経済研究中心顧問（監察院長） 陶聲洋：美援会工業発展投資研究小組執行秘書（経済部長） 王昭明：美援会李国鼎秘書（行政院秘書長）
- (44) イェーガーも李国鼎に対して、経済改革の必要性を経済的成功による中国への打撃と説明している。康緑島前掲書、140頁。
- (45) 王作榮『台湾經濟發展論文選集』（台北：時報出版、1981年）、57頁。李国鼎・陳木在前掲書、136～142頁。葉萬安「台湾經濟建設計画之内容與編製」、『台湾銀行季刊』第21卷第1期（1970年）、22～25頁。笹本・川野編前掲書、202～205頁。佐藤幸人「台湾の經濟發展における政府と民間企業——産業の選択と成果——」、服部民夫・佐藤幸人編『韓国・台湾の發展メカニズム』（アジア経済研究所、1996年）、89～90頁。
- (46) 李国鼎・陳木在前掲書、138～141頁。康緑島前掲書、143頁。アメリカ駐台大使ドラムライト（Everett F. Drumright）は、国民党政権が経済改革に本腰で取り組む気配が見られるようになったとの評価を下す一方で、抜本的な軍事力削減が「軍事的に政治的に可能であるとは信じていない」と率直に述べている（1960年7月28日）。FRUS 58-60:19, pp.702-703.
- (47) Jacoby, op.cit., p.244; Karl L.Rankin, China Assignment, Seattle: Univ. of Washington Pr., 1964, p. 122. ランキンは親台湾派として知られる元駐台アメリカ大使。
- (48) 徐照彦『台湾の選択 兩岸問題とアジアの未来』（平凡社、2000年）、81～82頁。田島前掲論文、199頁。例えば、尹仲容は、揚子木材事件で下野する前、中央信託局局長であった。
- (49) 中小企業を管轄する經濟部中小企業処自身も、以下のように中小企業対策の遅れを認めている。「1980年代以前、政府の中小企業に対する指導は、臨時的で重点的な指導措置に限られていた。1981年に中小企業処が成立し

て後、初めて全面的な中小企業指導体系が形成され、指導の法的根拠『中小企業発展条例』も、1991年になって正式に公布された。」經濟部中小企業処『中華民國八十九年中小企業白皮書』（台北：經濟部中小企業処、2000年）、301頁。

(50) 台湾統治体制の展開については、若林前掲書、第2・3章。龔宜君『「外来政權」與本土社会——改造後国民党政權社会基礎的形成（1950-1969）』（台北：稻鄉出版社、1998年）。

(広島大学大学院社会科学研究所)